

生活福祉資金 のご案内

[令和6年10月現在]

1 総合支援資金

失業や収入の減少などにより生活の維持が困難な世帯に対し、生活の立て直しのため継続的な相談支援と貸付を行う資金です。

2-1 福祉資金 緊急小口資金

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となる場合の資金です。

2-2 福祉資金 福祉費

福祉機器購入、住宅改修、結婚、出産、葬儀、引越、障害者世帯の自動車購入等、日常生活を送る上で一時的に必要な経費のための資金です。

3 教育支援資金

高校、短大、専門学校、大学への就学に際し、入学金、制服等の経費、授業料、通学定期代等の就学経費のための資金です。

4 不動産担保型生活資金

高齢者世帯に対し、現在お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費をお貸しするものです。

5 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

生活保護を要する高齢者世帯に対し、現在お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費をお貸しするものです。

社会福祉法人

宮城県社会福祉協議会

生活福祉資金貸付制度とは

●世帯の自立を支援するための貸付制度です。

「生活福祉資金貸付制度」は、他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障害者が属する世帯、65歳以上の高齢者が属する世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とした、税金を原資とする公的な貸付制度です。

また、貸付を行うことが世帯にとって有効か、借入れ後の困りごとは生じていないか等、民生委員や市区町村社会福祉協議会による相談から償還が完了するまで、世帯の自立に向けた継続した支援が行われます。

なお、平成27年度から生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）に基づく各事業と連携し、効果的、効率的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図る制度となりました。

1 「世帯」に対する貸付制度です。

世帯を支援することから、世帯員全員の就労・就学・疾病・収入・負債の状況等について、状況を把握させていただくため、本制度を利用することについて、世帯員全員の同意が必要です。

ただし、資金貸付は一部資金を除き、原則として借入れを希望する世帯の生計中心者との契約になります。

2 貸付により「経済的自立が図られる」と見込まれることが必要です。

本制度は、貸付により世帯の経済的自立が図られると判断できた場合に限り、貸付が行われます。

世帯にとって貸付は、「新たな借金」となるので、相談の時点で、本貸付を含め、負債（借金）の返済が見込めない場合には、経済的自立につながるとは判断できないことから、貸付を行うことはできません。

3 他の貸付制度を優先に利用していただきます。

必要な資金を他から借入れすることが困難な世帯への貸付ですので、他の給付金や融資及び貸付制度を利用することが可能な場合には、他制度を優先し、なお、不足が生じた場合に利用していただきます。

（例：各種給付金、一般の融資制度、災害援護資金、母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構第一種奨学金 等）

4 実情を詳しく正確にお話しいただくこと、わかる書類を提示していただくことが必要です。

本制度の利用が、世帯にとって必要、かつ適切な支援であるかの判断を行うためには、これまでの世帯の生活の状況や、どういったことが原因で借入れを希望することになったのか、また、借入れした際の具体的な返済見込みなどについて、その実情を詳しく正確に説明いただくことが必要です。

5 個人情報の取扱いについて

①個人情報の利用目的

生活福祉資金貸付事業（以下「本事業」と表記）の円滑な実施のため、貸付・償還（返済）の状況について正確に把握し、状況に応じて利用者の自立・生活支援、社会参加のための相談・支援等を適切に行うことを目的として個人情報を取得・利用します。

②個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は、上記の利用目的の範囲内において、本会の事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、関係機関等の第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

ご利用いただける世帯

1 次の①～④のいずれかに該当する世帯であること (資金の種類によって対象世帯が限定されます。) ※1

①低所得世帯	世帯の収入が原則として下表の収入基準を超えない世帯
②障害者世帯	②-1 身体障害者世帯(身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯) ②-2 知的障害者世帯(療育手帳の交付を受けている者の属する世帯) ②-3 精神障害者世帯(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯) ②-4 現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる者が属する世帯
③高齢者世帯	65歳以上の高齢者が属する世帯で、世帯の収入が下記の収入基準を超えない世帯(8ページの福祉資金は日常生活上、療養又は介護を要する者に限る。)
④生活保護世帯	生活保護を受けている世帯(貸付対象とならない資金があります。) ※2

※1 自己資金あるいは他の機関からの融資により、自立更生が期待できると認められる世帯は除きます。

※2 生活保護受給世帯に関しては、生活保護の実施機関(福祉事務所)が本貸付制度の利用を認めた場合に、申請が可能となります。まずは担当ケースワーカーに相談してください。また、被保護世帯が、日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入する必要がある場合の生活福祉資金の返済は、生活保護の実施機関(福祉事務所)からの代理納付が原則となります。

●【低所得世帯の収入基準】(原則として申請日の属する年又は前年1年間の平均月額)

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	加算額
低所得世帯	163,000円	240,000円	322,000円	404,000円	486,000円	80,000円
高齢者世帯	204,000円	300,000円	403,000円	505,000円	608,000円	101,000円

(注1) 6人以上の世帯収入基準は、5人世帯の収入基準額に一人当たりの加算額を加算した額とします。

(注2) 給与所得者の場合、源泉徴収票の支払金額欄を12で除した金額が、基準額以下となる方が対象となります。個人事業者については、収入(売上)から直接経費(仕入・原価)と管理費等を差し引いた、一般的に営業利益といわれるものが収入となります。

2 【外国人の場合】 次の①②両方を満たしている必要があります。

- ①住民基本台帳への登録が行われていること。(住民票原本及び在留カード又は特別永住者証の写しを添付)
- ②現住所に6か月以上居住し、現在の状況(居住用の土地・建物の取得・就労状況等)から、今後も日本国内での生活及び居住が見込める世帯であること。

3 資金種別に関わらず、共通する要件

- ①日常生活費には困っていないが、具体的な利用目的のために、まとまった資金を必要としていること。
- ②償還(返済)の見込みが立てられる状況であること。
- ③宮城県内に住民票があり、現在もその場所で生活していること。
- ④借入相談から返済までの間、お住まいの市区町村社会福祉協議会及び地域の民生委員による、継続した相談支援や見守りなどの関わりを受け入れられる世帯であること。

4 次のいずれかに該当する場合には本資金をご利用いただけません。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する、暴力団員が属する世帯
- ②収入がない又は少ないために恒常的に生活全般に困窮していると判断せざるを得ない世帯
- ③会社や団体のための借入れ等、世帯の家計以外の用途で借入を希望する場合
- ④返済が滞っている方が属する世帯
- ⑤債務整理中の世帯、又は借入申請者に債務整理の予定がある世帯
- ⑥既に借入れた生活福祉資金に滞納がある世帯

ご利用に際して

1 借入申請者（借受人）となる方

- ①世帯に対する貸付制度です。福祉資金の借入申請は、一部の資金を除き生計中心者が行い、生計中心者個人と契約します。また、宮城県社会福祉協議会と資金貸付の契約する方を「借受人」といいます。
「生計中心者」とは、世帯の中で最も収入が多く、世帯の中心となり生計を支えている方のことです。
- ②資金種類によっては、生計中心者以外の方が「借入申請者（借受人）」となる場合があります。

資金種類	借受人となる方
下記以外の資金	「生計中心者」が借受人となります。
教育支援資金 福祉資金（技能習得費・支度費）	「資金使用者（就学者等）」を借受人とし、「生計中心者」を連帯借受人とします。

- ③資本金の連帯保証人となっている方は、借受人になることはできません。

2 「連帯保証人」について

連帯保証人は、次に挙げるすべての条件を満たす必要があります。

- ①「連帯保証人」は借受人と別生計・別世帯であり、市町村民税課税世帯で、課税証明書又は所得証明書等で収入の確認ができ、かつ、借受人に代わって返済する能力があること。
- ②原則として宮城県内に居住していること。
- ③市区町村社会福祉協議会及び担当民生委員において、連帯保証人として確実に債務を負う意思が確認できること。
(注1)「連帯保証人」は返済終了まで変更できません。(不動産担保型生活資金を除く)
(注2) 本資金を利用している方は、連帯保証人になることはできません。

資金種類	「連帯保証人」の必要性
・福祉資金（一部を除く） ・総合支援資金 ・不動産担保型生活資金（※）	原則返済能力のある1名以上が必要です。 ただし、特段の事情があり、宮城県社会福祉協議会が認めた場合は、有利子で連帯保証人が不要の貸付となります。 ※「不動産担保型生活資金」は、推定相続人の中から1名以上を連帯保証人とすることが必要です。
・教育支援資金	返済能力のある連帯借受人が1名以上いる場合は、原則不要です。 ただし、世帯の収入状況等から宮城県社会福祉協議会により条件として必要と判断する場合があります。
・緊急小口資金 ・要保護世帯向け不動産担保型生活資金	不要です。

3 「連帯借受人」について

- ①借受人と連帯して債務を負担する連帯債務者で、借受人と同等の債務を負います。
- ②連帯借受人が必要な場合
- 教育支援資金又は福祉資金福祉費（技能習得費・支度費）を借入れる場合には、就学・技能習得しようとする者が借受人となり、その世帯の生計中心者が連帯借受人となります。
 - その他、本会が必要と判断した場合は、世帯員の中から1名以上を連帯借受人設定の条件とすることがあります。

4 貸付利子・償還（返済）方法・延滞利子について

①貸付利子

資金種類	連帯保証人を立てた場合	連帯保証人を立てられない場合
福祉資金・総合支援資金	無利子	年1.5%
教育支援資金・緊急小口資金	無利子	
不動産担保型生活資金・ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金	年利3%または毎年度4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方	

②延滞利子

償還（返済）期限内に償還を完了できない場合は、償還期限日の翌日から、未償還の貸付残元金に対し「年3%」の日割りの延滞利子が加算されます。

③償還（返済）方法

次の金融機関の預貯金口座からの自動引落となります。

「七十七銀行（55円）」「仙台銀行（5円）」「ゆうちょ銀行（10円）」「農協（15円）」の預貯金口座からの自動引落となります。（（ ）の金額は、借受人負担の引落手数料です。）

（注1）農協は宮城県内の支店に限ります。

（注2）残高不足で引落しができなかった場合、後日払込取扱票が送付されます。

5 相談・申請先について

ご相談は、お住まいの地区の民生委員又は市区町村社会福祉協議会窓口で、申請は、お住まいの市区町村社会福祉協議会となります。

6 その他留意事項

- ①相談時に、借入申請者と同居されている家族や連帯借受人、連帯保証人とも面談等させていただくことがあります。
- ②原則として住民票と居住地が同一でない場合は、借入申請ができません。
- ③既に購入・発注・着工・支払済みの経費は、貸付対象となりません。
- ④審査の結果、貸付不承認又は貸付額の減額等となり、申請の希望に添えない場合があるほか、追加書類や毎月の報告等を貸付の条件として付す場合があります。
- ⑤貸付申請に関する決定内容については、いかなる場合でも異議の申立てや照会はできません。
- ⑥本資料に記載されている事項以外にも、資金種類ごとに条件等がありますので、詳しくは、お住まいの市区町村社会福祉協議会へ確認してください。
- ⑦申請の際に提出された書類は、原則返却しません。
- ⑧借入申請時の同意事項に同意いただけない場合、貸付を行うことはできません。また、同意に反する不法行為が確認された場合は、法的措置を取る場合があります。
- ⑨借入の内容及び貸付の可否について、第三者機関「生活福祉資金貸付審査等運営委員会」に意見を求める場合があります。

7 資金の借受後、次の各号に該当する場合は、貸付金のすべて又は一部について、貸付を取り消し一括償還を請求又は貸付金の送金を停止・中止することがあります。

- ①他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更し、他に流用したとき
- ②住所・氏名・世帯状況等申請内容について、虚偽の申請、その他不正な手段により貸付を受けたとき
- ③貸付決定となった際の条件が履行されないとき
- ④貸付の目的を達成する見込みがないと認められたとき
- ⑤その他、本貸付の趣旨に反する事実が認められたとき
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が、借受世帯に属しているとき

8 申込みに必要な書類（下記の書類のほかに、各資金によって必要書類が定められています。）

- ①記載事項が省略されていない世帯全員分の住民票（発行から3月以内）
 - ②借入申請者の本人確認ができる書類（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等）の写し。ただし、写真付きの本人確認書類は1点で、写真なしの本人確認書類は2点の提出が必要
 - ③宮城県社会福祉協議会が求める借入申請世帯全員の収入を証明する書類（源泉徴収票・所得証明書、確定申告書・住民税申告書の決算書の写し、直近3月分の給与明細書又は給与振込が確認できる通帳）の写し
- ※なお、審査に必要な書類の提出を求めるものであって、貸付を確約するものではありません。

貸付決定後について

1 送金について

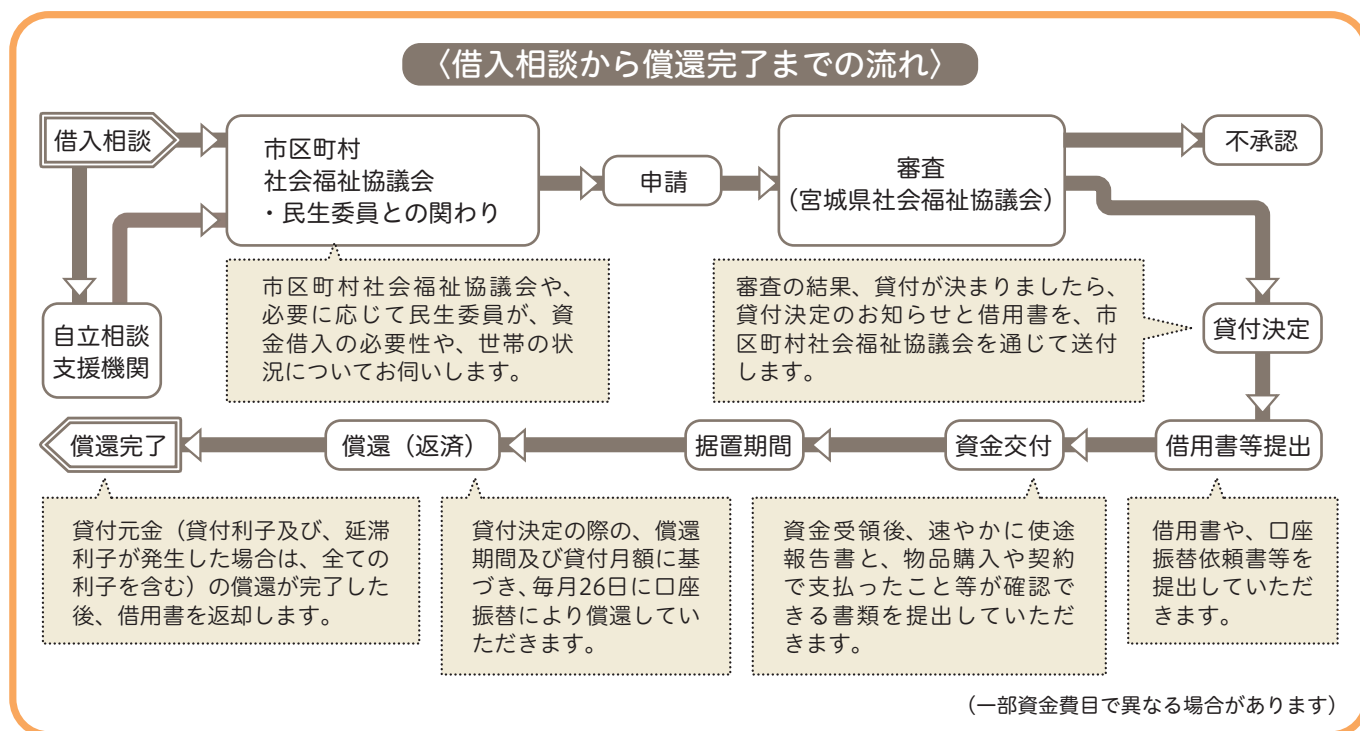
- ①借用書に必要事項を自署で記入の上、お住まいの市区町村社会福祉協議会に提出します。
 - ②借用書に記載された住所・氏名等の表記が、添付していただいた住民票等と一致していることを確認して送金します。不備がある場合は、書き直していただくため、送金が遅れることがありますのでご注意ください。
 - ③資金受領後、直ちに物品購入や契約で支払ったこと等が確認できる書類を提出してください。
- (注) 資金交付前の契約や購入が明らかとなった場合や、借入申請時と異なる物品の購入や契約が明らか場合は、貸付を取り消し、貸付金の全部、又は一部を一括で返還していただきます。

2 継続送金について

- ①教育支援資金・福祉資金福祉費（技能習得に必要な経費）について、複数年度にわたる学費の貸付を行う場合は、毎年3月・9月に分けて送金します。
- ②当該学校に在学していることを在学証明書の提出で確認した上で、継続送金を行います。分割交付中に**世帯状況・収入状況・進路状況に変化があった場合は**、必ずお住まいの市区町村社会福祉協議会に連絡してください。
- ③総合支援資金（生活支援費）は、具体的な求職活動を行っていることを確認した上で、継続送金を行います。また、毎月の求職活動自己申告書を、お住まいの市区町村社会福祉協議会へ提出してください。

3 届出義務について

- ①借受人・連帯借受人・連帯保証人に以下のような事由が発生した場合は、お住まいの市区町村社会福祉協議会まで速やかに連絡していただくと同時に、それら事由を証明する書類を提出してください。
 - 住所・氏名を変更したとき
 - 状況に著しい変化（死亡・破産・生活保護受給）があったとき
 - 他の支援制度による給付・貸付の利用が決定したとき
- ②その他、宮城県社会福祉協議会が必要と判断したとき



▶ 各資金種類について

1 総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために、継続的な相談支援（就労支援・家計改善支援等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯が対象

1 利用要件について

- ①原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
- ②低所得世帯であって、失業や収入の減少により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- ③公的な書類等で本人確認が可能であること
- ④現に住居を有していること又は自治体における「住居確保給付金」の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ⑤実施主体が貸付及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還（返済）を見込めること
- ⑥失業等給付、職業訓練受講給付金のうち職業訓練受講手当、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付を現に受けることができず、生活費を賄うことができないこと

2 貸付内容

貸付費目	主な用途	貸付限度額	据置期間	返済期間	貸付利子
生活支援費 （※1）	再就職や生活再建までの間に必要な生活費	単身世帯：月額15万円以内 複数世帯：月額20万円以内 ※貸付月数は原則として3月 最長12月まで延長可	最終貸付の日 から6月以内	10年以内	連帯保証人あり 無利子 （連帯保証人なし 据置期間経過後 年1.5%）
住宅入居費 （※2）	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付の日から 6月以内		
一時生活 再建費	生活再建のために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 例1 就職するため技能を習得したい 例2 債務整理のために費用が必要 （債務整理は、自己破産によらない方法に限る）	60万円以内	（生活支援費と重複貸付の場合、生活支援費の最終貸付日から6月以内）		

（※1）就職先が決まらず貸付の延長が必要な際は、お住まいの市区町村社会福祉協議会へ相談してください。

生活支援費の月額、離職又は減収前の世帯の収入等を勘案し、審査により減額となる場合があります。

（※2）住宅入居費は、不動産賃貸契約の不動産業者の口座へ直接送金します。（この場合、自治体へ住居確保給付金の申請を行い、その際に配布された必要書類に、入居を希望する住居を仲介する不動産業者が必要事項を記入の上、自治体へ提出することが必要です。）

2-1 福祉資金－緊急小口資金－

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合の少額の費用

1 利用要件について

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限ります。）に対し、次の理由により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付ける少額の資金です。原則として自立相談支援事業所の支援を受けることが必要です。

- ①医療費又は介護費の支払い等、臨時の生活費が必要なとき
- ②火災等被災によって生活費が必要なとき
- ③年金・保険・公的給付金等の支給開始までに生活費が必要なとき
- ④会社からの解雇・休業等による収入減のため生活費が必要なとき
- ⑤滞納していた税金・国民健康保険料・年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
- ⑥公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- ⑦法に基づく支援や、実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるための経費が必要なとき
- ⑧給与等の盗難によって生活費が必要なとき
- ⑨その他、これらと同等のやむを得ない事由があり、緊急性・必要性が高いと認められる場合

2 貸付内容

貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
10万円以内	貸付の日から2月以内	12月以内	無利子

3 申請に必要な書類

借入申請に際しては、P4の8の共通書類①～③のほか、上記1の各項目の根拠資料や添付書類、自立相談支援事業所が作成する利用証明書、自立相談支援事業所の收受印のある、本人署名の相談受付・申請票の写しが必要です。

※ なお、審査に必要な書類の提出を求めるものであって、貸付を確約するものではありません。



2-2 福祉資金－福祉費－

日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用

1 貸付内容について（凡例：低→低所得世帯、障→障害者世帯、高→高齢者世帯）

※高齢者世帯については、「日常生活上、療養又は介護を必要とする高齢者が属する世帯」に限ります。

貸付費目	貸付対象経費	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
①生業費	生業を営むために必要な経費 (低・障・高)	460万円以内	貸付の日から 6月以内 (分割による 貸付の場合 は、最終貸付 日6月以内)	20年以内	連帯保証人 あり 無利子 (連帯保証 人なし 据置期間 経過後年 1.5%)
②技能習得費	技能習得に必要な経費及びその期間 中の生計を維持するために必要な経費 (低・障・高)	技能を習得する期間が 6か月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年以内 580万円以内		8年以内	
③住宅修繕費	住宅に増改築・補修等及び公営住宅 の譲り受けに必要な経費 (低・障・高)	250万円以内		7年以内	
④福祉用具 購入費	福祉用具等の購入に必要な経費 (低・障・高)	170万円以内		8年以内	
⑤障害者自動車 購入費	障害者用自動車の購入に必要な経費 (障)	250万円以内		8年以内	
⑥中国残留邦人 年金経費	中国残留邦人等にかかる国民年金保 険料の追納に必要な経費 (低・障・高)	513.6万円以内		10年以内	
⑦療養費	負傷又は疾病の療養に必要な経費 (健康保険の例による医療費の自己 負担額の他、移送経費、療養に付随し て要する経費を含む。)及びその療養 期間中の生計を維持するためにひつ ような経費 (低・障・高)	療養期間が1年を超えないとき 170万円以内 1年を超え1年6月以内で あって、世帯の自立に必 要なとき 230万円以内		5年以内	
⑧介護サービス 等経費	介護サービス・障害者サービス等を 受けるのに必要な経費及びその期間 中の生計を維持するために必要な経費 (低・障・高)	介護サービスを受ける期 間が1年を超えないとき 170万円以内 1年を超えて1年6月以内 であって、世帯の自立に 必要なとき 230万円以内		5年以内	
⑨災害臨時費	災害を受けたことにより臨時に必要と なる経費 (低・障・高)	150万円以内		7年以内	
⑩冠婚葬祭費	冠婚葬祭に必要な経費 (低・障・高)	50万円以内		3年以内	
⑪転居・給排水 設備費	住宅移転等、給排水設備等の設置に 必要な経費 (低・障・高)	50万円以内		3年以内	
⑫支度費	就職・技能習得等の支度に必要な経費 (低・障・高)	50万円以内		3年以内	
⑬その他 日常生活経費	その他日常生活上一時的に必要な経費 (低・障・高)	50万円以内		3年以内	

(注) 購入済のものや、発注・契約済の場合は対象となりません。

2 申込に必要な書類

借入申請に際しては、P4の8の共通書類①～③のほか、下記の書類を提出していただきます。

- ①借入申請世帯が他の制度による給付や貸付を受けている又は申請している場合はその状況が分かる書類
 - ②障害者世帯については、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
 - ③生活保護受給世帯については、生活保護実施機関の長（福祉事務所長）の意見書、扶助の金額が分かるもの（保護変更決定通知書等）
 - ④生業費の貸付に係り連帯保証人を設定する場合は、下記の確認のための書類
 - (1) 連帯保証人の、契約締結1月以内の保証債務履行意思表示の公正証書の写し
 - (2) 借受人が連帯保証人へ情報提供義務がある次に掲げる項目について、情報提供の履行を確認した、借受人及び連帯保証人の署名がある書類の写し
 - ・財務と収支の状況
 - ・主たる債務以外に負担している債務の有無及びその額並びに履行状況
 - ・主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときはその旨及びその内容
 - ⑤その他、下記の貸付対象経費別添付書類の他に、宮城県社会福祉協議会が必要と判断した書類
- ※ なお、審査に必要な書類の提出を求めるものであって、貸付を確約するものではありません。

貸付対象経費	添付書類	留意事項
①生業費	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の「事業計画書」（福祉様式第2号） ・業種別事業許可証（申請書）免許証等の写し ・業者の見積書 ・前年分の確定申告書決算書及び収支内訳書等の写し（P4-8③参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費、不動産取得費用、営業権など購入費用は対象となりません。 ・個人以外の法人や団体に対する貸付は行っていません。 ・免許や許可等が必要な業種は、申請時に免許や許可等を得ている必要があります。
②技能習得費	<ul style="list-style-type: none"> ・合格通知又は在学証明書の写し ・学費に係る経費明細書（見積書）の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる施設、学校等は、学校教育法に規定のない専門学校等です。 ・習得期間が6月を超える場合は、習得期間について法令に定めがあることが必要です。 （注）技能習得者が未成年の場合は、親権者が連帯借入申請者になる必要があります。
③住宅修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ・業者の見積書の写し ・工事の平面図及び写真（<u>工事前のもの</u>） 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完了までの間、一時的な転居が必要な場合の費用も対象となります。 ・新築費用は対象となりません。
④福祉用具購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・業者の見積書の写し ・当該用具のパンフレット ・福祉用具専門相談員又は医師からの意見書 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢の方や障害をお持ちの方が日常生活で不便を解消するための小規模な住宅補修や設備工事も対象となります。 （注）介護保険法等の制度適用が優先されます
⑤障害者用自動車の購入に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者の運転免許証の写し ・購入希望車両の見積書並びにカタログ ・現在保有している自動車登録証の写し 	<ul style="list-style-type: none"> （注）申請時や審査において車両の使用目的や世帯の状況から、買替の必要性や車種やグレード等について見直していただく場合があります。
⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・追納保険料納付書 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律に基づき、国民年金保険料の追納が可能な人が対象です。
⑦療養費	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の「療養に関する診療並びに所要経費概算見込書」（福祉様式第3号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養期間が1年6月を超えず、療養期間終了後に就労等の再開による増収が見込まれることが必要です。 ・病院から療養期間や経費の概算がわかる書類を提出していただきます。 ・健康保険適用外の医療費や家族の自宅から病院までの交通費等は対象となりません。
⑧介護サービス等経費	<ul style="list-style-type: none"> ・利用負担額が記載された書類等の写し ・障害福祉サービス受給者証の写し ・介護保険証の写し ・サービス費の内訳がわかる請求書又は領収書 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設に入所され、住民票を施設へ異動した場合には、以前お住まいの市区町村の社会福祉協議会が相談窓口となります。

⑨災害臨時費	<ul style="list-style-type: none"> ・官公署発行の罹災又は被災証明書 ・工事の平面図（工事前後） ・現況がわかる写真（<u>工事前</u>） ・業者の見積書 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用とならない災害による被害があった場合、又は災害救助法の適用があっても災害援護資金の貸付が行われない場合に対象となります。 ・他者への損害賠償を目的とした費用や住宅の撤去費用等は、貸付の対象となりません。
⑩冠婚葬祭費	<ul style="list-style-type: none"> 【葬儀費用】 ・死亡診断書の写し ・葬儀費用の内訳がわかる見積書又は請求書 【結婚費用】 ・真に必要な結婚式及び披露宴にかかる経費見積書 	<ul style="list-style-type: none"> ・葬儀費用については、既に葬儀を執り行った場合でも対象となります。この場合は、葬儀を行ったことがわかる請求書等、亡くなられたことが確認できる書類の提出が必要となります。 ・結婚等のお祝いの催事費用については、真に必要な理由が求められます。
⑪転居・給排水設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書又は内定通知書 ・業者の見積書 ・交換器具のカタログ 	<ul style="list-style-type: none"> ・転居の必要性（就職先が現在の住まいから通勤困難である、現在の家賃が高く安価な家賃へ移行する等）が明確であり、かつ合理的であることが必要です。 ・転居費用に関する相談先は、転居（予定）先の市区町村の社会福祉協議会となります。 ・お住まいの給排水設備の補修や交換費用が対象となります。
⑫支度費	<ul style="list-style-type: none"> ・採用通知又は内定通知書 ・合格通知書又は在学証明書 ・業者の見積書 ・生活に必要な家電、家具、寝具の見積書 	<ul style="list-style-type: none"> ・転居費用が不足している場合や、転居先での日用品の購入費用が不足している場合も貸付けの対象となります。 ・就労が決定している人で、業務上、自動車運転免許の取得を求められている場合には、免許取得費用も貸付の対象となります。 ※支度費の借受人が未成年の場合は、親権者が連帯借受人になる必要があります。
⑬その他日常生活経費	<ul style="list-style-type: none"> 【出産費用】 ・母子健康手帳の写し、経費の見積書 【修学旅行の費用】 ・修学旅行に係る経費明細書 【国民年金保険料等の掛け金未払い分の費用】 ・年金機構からの追納通知書等（未払い保険料を支払うことで、今後受給できる年金額を示す書類） 【生活保護世帯がエアコン等の日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入する費用】 ・業者の見積書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院等施設における不足する出産費用が貸付対象です。 ・学校教育法に定める小・中・高等学校の不足する修学旅行費用が貸付対象です。 ・追納により年金が受給できる国民年金保険料等の支払いが貸付対象です。 ・福祉事務所が購入を認め、返済は生活保護費からの福祉事務所による代理納付が原則となります。

※生業費については、原則として第三者機関「生活福祉資金運営委員会」に用途の内容及び貸付の可否について意見を求めます。



3 教育支援資金

学校教育法上に定められた高校、大学、短大、専門学校（専修学校専門課程）等への修学に際し必要な経費で、①毎月の修学に係る経費の「教育支援費」と②入学時に必要な経費の「就学支度費」の2つがあります

1 利用要件について

低所得世帯と生活保護世帯に対し、以下の貸付内容に記載する用途の費用として貸付けます。御利用に際しては、就学者が借受人となり、世帯の生計中心者が連帯借受人としての申請となります。

2 貸付内容について

貸付費目	主な用途	貸付限度額	据置期間	返済期間	貸付利息
教育支援費 (※1)	学校教育法に規定されている高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程含む)、大学(専門職大学、短大、専門職短期大学、専修学校の専門課程含む)、又は高等専門学校に修学するために必要な経費	①高等学校 (専修学校高等課程含む) 月額35,000円以内 ②高等専門学校 月額60,000円以内 ③短期大学 (専修学校専門課程含む) 月額60,000円以内 ④大学 月額65,000円以内	卒業後 6月以内	据置期間 経過後 20年以内	無利息
就学支度費 (※2)	高等学校や大学などの入学時に、一時的に必要な経費	500,000円以内			

(※1 教育支援費注意点)

- (注1) 教育支援費において、特に必要と認める場合に限り、貸付上限の1.5倍の額まで申請ができます。
- (注2) 実際に学費としてかかる金額から、自己資金で対応できる金額を除いた不足額について、限度額の範囲内で貸付します。
- (注3) まだ支払いが済んでいない授業料等が対象になります。
- (注4) 授業料の滞納分については、学校教育法に規定されている高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程含む)に在学し、授業料の滞納により卒業又は進級ができない場合の当該滞納授業料について、自己資金が不足する場合は対象となります。また、送金は原則、学校への直接送金となります。なお、すでに貸付済の教育支援費の再貸付はできません。

(※2 就学支度費注意点)

- (注1) 入学に際してかかる金額から、自己資金で対応できる金額を除いた不足額について、限度額の範囲内で貸付します。
- (注2) まだ支払いが済んでいない入学費等が対象になります。

3 申請に必要な書類

借入申請に際しては、P4の8の共通書類①～③のほか、下記の書類を提出していただきます。

- ①借入申請世帯が他の制度による給付や借入を受けている又は申請している場合は、その状況がわかる書類
 - ②受験前の場合は、受験票又は学業にかかる経費がわかる資料（送金は合格発表後になります）
合格発表後の申請は合格通知の写し、在学中の場合は在学証明書又は写真付の学生証の写し
 - ③その他、宮城県社会福祉協議会が必要と判断した書類
- ※ なお、審査に必要な書類の提出を求めるものであって、貸付を確約するものではありません。

4 他貸付制度等の優先の原則について

- ①他制度による借入れができる場合は、その制度の利用が優先です。それらの資金を利用した上で、不足が生じる場合は、本資金との併用が可能となることがあります。

②高等学校・専修学校高等課程の学費等についての利用制度の優先順位は、以下のとおりです。

- 第1順位 高等学校等就学支援金
- 第2順位 高校生等奨学給付金（生活保護受給世帯、非課税世帯）
- 第3順位 母子父子寡婦福祉資金
- 第4順位 生活福祉資金（教育支援資金）

③高等学校等就学支援金制度は、令和2年4月から支援金の上限額を引き上げることにより、私立高等学校の授業料についても実質無償化となりました。ただし、入学金や教科書代や修学旅行代は、無償化の対象となりませんので、高等学校等就学支援金制度のほか、都道府県が実施する、高校生等奨学給付金や低所得世帯の教育負担を軽減するための他の支援策について確認の上、不足分に関しては教育支援資金での貸付が可能となります。

④令和2年4月から、低所得世帯の学生の大学等への就学を支援するため、「高等教育の修学支援新制度」が実施されています。給付型奨学金の給付対象になれば、大学、専門学校等の授業料や入学金が免除または減額されます。詳しくは日本学生支援機構、進学先の学校にお問い合わせください。

⑤専門学校、専門職短期大学、短期大学、専門職大学、大学の学費等についての利用制度の優先順位は、以下のとおりです。

- 第1順位 日本学生支援機構給付型奨学金＋入学金・授業料の減免
- 第2順位 各種給付制度
- 第3順位 日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）
- 第4順位 母子父子寡婦福祉資金
- 第5順位 生活福祉資金（教育支援資金）
- 第6順位 日本学生支援機構第二種奨学金（有利子）

⑥本貸付決定後に、各種給付制度や給付型奨学金・本制度よりも優先する貸付制度の利用が決定された場合には、不要になった本貸付金額を辞退していただきます。

（注）本制度の規定により、他制度が利用可能な場合は利用可能な制度を利用いただきます。

また、利用の優先順位としては、最初に返済不要な給付型の制度の利用について、次に本制度以外の貸与型の制度利用をご検討ください。

なお、審査にあたっては、これらの制度利用を推奨するとともに、必ず利用の可否を確認しますのでご承知ください。



4 不動産担保型生活資金

現在お住まいの自己所有の不動産（土地・建物）に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者のみの世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸付する制度です。

1 利用要件について

- ①借入申請者が単独で所有している不動産に居住している世帯であること
（注1）同居の配偶者が連帯借受人となる場合は、配偶者と共有している不動産も対象となります。
（注2）マンションは本貸付制度の貸付対象外です。
- ②原則として、世帯の構成員全員が65歳以上であること。
- ③世帯の構成が次のいずれかであること。
・単身 ・夫婦のみ ・借入申請者の親又は配偶者の親が同居
- ④本件不動産に、貸借権等の利用権や抵当権等の担保権が設定されていないこと。
- ⑤本会が行う不動産鑑定に基づく土地の評価額が1,000万円以上であること。

2 貸付内容

貸付限度額	貸付期間	貸付月額	貸付の終了	据置期間	返済期間	貸付利子
不動産鑑定士の鑑定評価額の70%程度	貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 又は借受人が死亡するまでの期間	1月あたり30万円以内 3月ごとに送金	①借受人が死亡した時 ※借受人の配偶者が貸付契約を承継する場合を除く。 ②宮城県社会福祉協議会が貸付契約を解約したとき ③借受人が貸付契約を解約したとき	契約の終了後3月以内	据置期間終了時 原則一括償還	年3% 又は 毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い利率

3 申請に必要な書類

借入申請に際しては、P4の8の共通書類①～③のほか、下記の書類を提出していただきます。

- ①担保となる土地の状況が明らかになる書類
・土地及び建物の登記簿謄本 ・土地の公図、測量図、建物図面（本人が所有する場合）
・土地及び建物の固定資産課税台帳、固定資産評価額証明書
 - ②推定相続人がこの制度を利用することに同意する書類
- ※ なお、審査に必要な書類の提出を求めるものであって、貸付を確約するものではありません。

4 申請から貸付審査・貸付決定まで

- ①申請書類に不備がない場合、宮城県社会福祉協議会が依頼する不動産鑑定士が不動産（現に居住している土地）を鑑定します。
- ②鑑定に基づく評価額が1,000万円以上の場合、第三者機関である「生活福祉資金運営委員会」の意見を聴いた上で世帯状況なども勘案して、貸付の適否を決定します。1,000万円を下回った場合は貸付できません。
参考：固定資産税評価額は、地価公示価格の7割で評価されていることから、概ねの土地評価額は次の算定式により求めることが可能です。
「固定資産税評価額÷70×100＝概ねの土地評価額」
- ③貸付決定後、契約を結び、本件不動産に、根抵当権と代物弁済予約による所有権移転請求権保全のための仮登記を登記します。
- ④登記完了後、3月毎に送金を行います。

5 連帯保証人について

- ①推定相続人の中から1名以上の連帯保証人の設定が必要で、連帯保証人は、借受人と連帯して債務を保証します。
- ②連帯保証人は、借入申請者が本件不動産に設定した根抵当権の極度額を限度として、返済の義務を負います。
(注1) 契約時に推定相続人が存在しない場合は、連帯保証人は不要です。
(注2) 推定相続人とは、借受人の相続人となる見込みの人をいいます。

6 留意事項

- ①申請や契約にかかる費用、（契約前・契約締結後の不動産鑑定料及び再鑑定料、不動産登記費用、証明書等発行手数料等）は、借入申請者の負担となりますのでご了承ください。貸付に至らなかった場合や、ご自身の都合で借入申請を辞退された場合でも、かかった費用は自己負担となりますのでご注意ください。
- ②貸付契約の終了時には、自己資金もしくは担保不動産の売却などによって貸付元利金を償還していただきます。申請に際しては十分に検討いただくとともに、ご家族ともよく相談してください。
- ③貸付期間中、3年ごとに土地の再評価を行います。再鑑定にかかる費用は、借受人が負担します。
- ④居住用不動産の処分に係る費用は、借受人負担となります。



5 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

本資金を活用しなければ、生活保護の支給を要することとなる要保護世帯であると、生活保護の実施機関（福祉事務所）が認めた高齢者世帯で、一定の居住用不動産（土地・建物）を持ち、その居住用資産を担保に生活資金を貸付する制度です。

1 利用要件について

- ①借入申請者及び配偶者が、原則65歳以上であり、かつ、本資金を活用しなければ生活保護の支給を要することとなる要保護世帯であると、保護の実施機関（福祉事務所）が認めた高齢者世帯であること。
- ②担保となる不動産を有し、借入申請者が単独で所有（同居の配偶者との共有含む）していること。
- ③将来にわたり住居を所有し、住み続けることを希望していること。
- ④不動産に賃借権、抵当権等が設定されていないこと。
- ⑤本会が行う不動産鑑定に基づく土地・建物の評価額が500万円以上であること。

2 貸付内容

貸付限度額	貸付期間	貸付月額	貸付の終了	据置期間	返済期間	貸付利子
不動産鑑定士の鑑定評価額の70%程度（マンションの場合は50%程度）	貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 又は借受人が死亡するまでの期間	福祉事務所が設定（生活扶助額の1.5倍以内） 毎月送金	①借受人が死亡した時 ※借受人の配偶者が貸付契約を承継する場合を除く。 ②宮城県社会福祉協議会が貸付契約を解約したとき ③借受人が貸付契約を解約したとき	契約の終了後3月以内	据置期間終了時 原則一括償還	年3% 又は 毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い利率

3 申請に必要な書類

借入申請に際しては、P4の8の共通書類①～③のほか、下記の書類を提出していただきます。

- ①担保となる土地・建物の状況が明らかになる書類
 - ・土地及び建物の登記簿謄本 ・土地の公図、測量図、建物図面（本人が所有する場合）
 - ・土地及び建物の固定資産課税台帳、固定資産評価額証明書
 - ②推定相続人がこの制度を利用することに同意する書類
- ※ なお、審査に必要な書類の提出を求めるものであって、貸付を確約するものではありません。

4 申請から決定の流れ

- ①借入申請者は福祉事務所に、生活保護受給の相談を行います。
- ②福祉事務所は借入申請者から生活保護受給の申請受理後、資産調査で借入申請者の一定の居住用不動産の保有を把握すると、推定相続人の状況や制度利用の同意等が確認できた後に、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の申請に係る必要書類を宮城県社会福祉協議会に提出します。
- ③申請書類に不備がない場合、不動産鑑定士により不動産（現に居住している土地・建物）を鑑定します。
- ④鑑定に基づく評価額が500万円以上の場合、第三者機関である「生活福祉資金運営委員会」の意見を聴いた上で世帯状況なども勘案して、貸付の適否を決定します。500万円を下回った場合は貸付できません。

参考：固定資産税評価額は、地価公示価格の7割で評価されていることから、概ねの土地評価額は次の算定式により求めることが可能です。

「固定資産税評価額÷70×100＝概ねの土地評価額」

- ⑤貸付決定後、契約を結び本件不動産に根抵当権を登記します。
- ⑥登記完了後、毎月送金を行います。

5 留意事項

- ①連帯保証人は不要です。
- ②申請や契約にかかる費用（貸付前の不動産鑑定料・契約締結に伴う不動産登記費用）は、生活保護の実施機関（福祉事務所）が負担します。
- ③貸付契約の終了の際には、原則、推定相続人の方が貸付元利息を一括償還していただきます。
- ④貸付期間中、3年ごとに土地・建物の再評価を行います。再鑑定に係る費用は、本会が負担します。
- ⑤居住用不動産の処分に係る費用は、本会が負担します。
- ⑥推定相続人の制度利用に係る同意が得られなかった場合でも、鑑定に基づく評価額が500万円以上の場合は貸付を行います。

臨時特例つなぎ資金

離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居の無い離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付する制度です。

1 利用要件について

住居の無い離職者で、以下の条件すべてに該当する人が対象となります。

- ①生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関の支援を受けていること
- ②実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること
- ③離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されており、当該給付・貸付開始までの生活に困窮していること
- ④借入申請者本人名義の預金通帳を有していること

2 貸付内容

貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
10万円以内	なし	一括償還 ※一括償還ができない場合、月賦で償還	無利子

3 申請に必要な書類

- ①臨時特例つなぎ資金借入申請書
- ②公的給付制度又は公的貸付制度の交付又は申請が受理されていることを証明する書類
- ③借入申請者名義の預金通帳の写し
- ④借用書

※ なお、審査に必要な書類の提出を求めるものであって、貸付を確約するものではありません。

生活福祉資金Q&A

Q1 生活福祉資金は、誰でも借りることができますか？

収入の少ない世帯や、障害者、高齢者の方が属する世帯を対象とした貸付で、各資金別の貸付要件に当てはまらない場合は、貸付を受けられません。返済能力も審査されます。また、本資金の貸付を通じて、世帯の経済的自立の支援を行うことが制度の趣旨となっていますので、借入の相談の際に、世帯の収入のほか、負債（借金）等の経済状況に関する聞き取りや書類の提出を求めます。

Q2 自立相談支援機関って何ですか？

平成27年4月から開始された生活困窮者自立支援制度に基づき、生活保護の対象にならないものの、様々な理由で生活にお困りの方々を対象として、居住確保支援や各種再建支援、就労支援、子ども支援など、多様な支援を行っています。また、生活福祉資金の貸付に当たっては、生活困窮者自立支援制度の利用が要件として定められています。

Q3 生活福祉資金の貸付制度で、民生委員の役割はどういったものがありますか？

本制度の民生委員の役割は、日頃の生活にお困りの方々への相談支援や、借入申請時の意見書の作成、返済までの相談支援などがあります。つまり本制度は、民生委員から借入世帯への相談援助活動を前提としているため、一部の資金を除き民生委員との関わりを持たずに貸付制度を利用することはできません。

Q4 母子（父子）世帯は借入申請ができますか？

母子（父子）世帯については、まず県保健福祉事務所（仙台市は区の家庭健康課・宮城総合支所のみ保健福祉課、各市の福祉事務所）へ「母子父子寡婦福祉資金」の申請を優先的にしていただきます。その上で、対象外で申請できなかった場合や、不承認になった場合につきましては、お住いの市区町村社会福祉協議会へご相談ください。

Q5 貸付金の償還中に引っ越しをしたのですが、何か届出は必要ですか？

引っ越しに限らず、申請時の状況（住所・氏名等）に変更があった場合は、届出が必要になります。必要書類は、本会指定様式の住所氏名等変更届と、世帯全員分の住民票となっております。詳しくは、申請された市区町村社会福祉協議会へご相談ください。

Q6 現在、世帯で生活保護を受給しているのですが、生活福祉資金の貸付を利用できますか？

制度上、総合支援資金と不動産担保型生活資金につきましては、生活保護世帯は貸付の対象外となっています。その他の資金につきましては、お住いの市区町村の生活保護実施機関（福祉事務所）が、本資金の借入れが必要と認めた場合に限り申請が可能となります。また、申請に際しては、生活保護の実施機関が作成した調査意見書が必要となります。また、一部の資金の償還（返済）は、生活保護の実施機関の生活保護費からの代理納付が原則となります。

Q7 資金の申し込みから貸付金が送金されるまで、どのくらい期間がかかりますか？

貸付審査を行うため、本会で申請を受付けてから、申請内容に不備がないことを確認した上で、貸付決定した場合は貸付金の送金まで、おおよそ3週間から1月程度要します。※

特に、教育支援資金につきましては、学校への学費の納付期限が設定されていることに加え、申請に必要な書類の収集や世帯状況の聞き取りなど、申請までの手続きや本会での審査、貸付後の送金まで相当の日数がかかることが予想されます。借入申請を検討される場合は、時間に余裕をもって、お住いの市区町村社会福祉協議会へお問合せください。

※この期間は、資金の種類によって異なります。緊急小口資金は不備のない申請書の受付から7～10日間、不動産担保型・要保護世帯向け不動産担保型生活資金は数か月、この他にも第三者機関「生活福祉資金運営委員会」に意見を求めるものについては、2月程度を要します。

「生活福祉資金」に関するご相談やお問合せは
住民票(居住が確認できること)のある市区町村社会福祉協議会へ

宮城県内の市区町村社会福祉協議会

(土曜・日曜・祝日は休み)

市区町村名	電話番号
仙台市	022-223-2010
青葉区	022-265-5260
青葉区 宮城支部	022-392-7868
宮城野区	022-256-3650
若林区	022-282-7971
太白区	022-248-8188
泉区	022-372-1581
石巻市	0225-92-6733
塩釜市	022-364-1213
気仙沼市	0226-22-0709
白石市	0224-22-5210
名取市	022-384-6669
角田市	0224-63-0055
多賀城市	022-368-6300

市区町村名	電話番号
岩沼市	0223-29-3711
登米市	0220-21-6310
栗原市	0228-23-8070
東松島市	0225-98-6925
大崎市	0229-21-0550
富谷市	022-358-3981
蔵王町	0224-33-2940
七ヶ宿町	0224-37-2271
大河原町	0224-53-0294
村田町	0224-83-5422
柴田町	0224-58-1771
川崎町	0224-85-1222
丸森町	0224-72-2241
亘理町	0223-34-7551

市区町村名	電話番号
山元町	0223-37-2785
松島町	022-353-4224
七ヶ浜町	022-349-7781
利府町	022-356-9060
大和町	022-345-2156
大郷町	022-359-2753
大衡村	022-345-6631
色麻町	0229-65-2260
加美町	0229-63-2547
涌谷町	0229-43-6661
美里町	0229-32-2940
女川町	0225-53-4333
南三陸町	0226-46-4516

(令和6年10月現在)

実施主体

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号 電話022-739-9849

(土曜・日曜・祝日は休み)

個人情報の 取扱いについて

宮城県社会福祉協議会では、「個人情報の保護に関する法律」に基づき「個人情報保護規程」及び「コンピュータ情報システムの運用管理に関する取扱要領」を定め、「生活福祉資金貸付事業における個人情報の取扱いについて」を運用して、個人情報の保護に努めています。